

令和2年4月28日

〒542-0085 大阪府中央区心斎橋筋1-9-17 エトワール心斎橋9階
株式会社アイ工務店 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108

修正後約款の開示申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

過日は、令和2年2月3日付回答書をお送りいただき、ありがとうございました。

同回答書によれば、貴社現行約款の28条については「全て削除」、27条1項については「甲は工事目的物の引渡しまでの間は、必要により書面をもって工事を中止し、又は本契約を解除することができる。この場合、乙は、解除がなされた時期に応じ、乙に生じた実損及び得べかりし利益等、法令の範囲内で損害の賠償を甲に対して求めることができる。」と改訂する予定とのことです。

同回答書の内容だけでは、新約款(案)につき、全体に問題のないことの確認ができないため、本件で、終了通知書を送付するか否かの判断をするためにも、現時点での削除・改訂後の新約款(案)の条項全てをご開示くださいますようお願いいたします。

以上、改めて申入れをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具